

あわら市監査委員告示 第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を、あわら市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和6年12月25日

あわら市監査委員 北 島 登

記

1 監査の種別

財政援助団体等監査（指定管理者）

2 監査の範囲

令和5年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

3 監査の対象

公の施設の名称 あわら市老人福祉センター市姫荘  
指定管理者 社会福祉法人あわら市社会福祉協議会  
施設の所管課 あわら市健康福祉部健康長寿課

4 監査の期間

令和6年9月13日から令和6年11月21日まで

5 監査の方法

以下の着眼点のもと、所管課及び補助事業者から提出された関係資料等を審査するとともに、関係職員の説明を聴取した。

監 査 の 着 眼 点	
所 管 課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法及び条例等に根拠をおいているか。</li><li>・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。</li><li>・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。</li><li>・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。</li><li>・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か。</li><li>・ 事業報告書の点検は適切になされているか。</li><li>・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。</li><li>・ 指定管理者において施設の利用促進を図る事としている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。</li></ul>

指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。</li> <li>・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。</li> <li>・利用促進のための努力はなされているか。</li> <li>・公の施設の管理に係る収支会計経理は適正か。また、他の事業との会計区分は明確か。</li> <li>・公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また、領収書類の整備、保存は適切か。</li> </ul>
-------	--

## 6 監査委員の除斥

地方自治法第 199 条の 2 の規定により、杉本一監査委員は除斥した。

## 7 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、次に記載のとおり改善や検討が必要な事項があったものの、概ね適正に執行されているものと認められる。また、昨年度指摘した不適切な事務処理及び事務執行等については概ね改善されたと認められる。

なお、監査の過程で確認した軽微な事項については、その都度、確認及び指示・助言を行い、措置を講じる旨の回答があったため記載を省略する。

### 《指摘事項》

#### 所管課と指定管理者との連絡体制

指定管理者が当初予算で支出する予定のない備品を購入した件、ボイラーの点検を計画通り実施できなかった件が確認された。これらについては、完了実績報告まで所管課に連絡がなかった点も問題である。

所管課と指定管理者との間で連絡会の定期開催又は月報の提出等について協議し、情報共有や協議の体制を適切に構築されるよう努められたい。

### 《意見・要望等》

#### 老人福祉センター市姫荘の利用促進の取組み

老人福祉センター市姫荘の指定管理者が行う業務については、「あわら市老人福祉センター条例」、及び指定管理に関する「基本協定書」「年度協定」において業務内容が定められており、あわら市社会福祉協議会が指定管理者としてその業務を遂行している。

これらの指定管理業務の遂行や指定管理委託料の費用対効果等を評価・検証する上では、建物の管理だけではなく、施設の利用促進や利用奨励のための取組みや、利用者数の状況など詳細な事業報告が求められる旨を前回監査で指摘したところである。

今回、令和 5 年度完了実績報告を確認すると、建物の管理以外の利用状況等についても触れられており、改善が確認された。

なお、令和 5 年度の市姫荘利用者数は前年度比 300 人増の延 2,922 人であり、利用促進にかかる取組みは一定の成果を上げていることを確認した。一方で、市内の高齢人口が減少に転じた影響や介護保険サービスの充実、趣味・趣向の多様化などから、コロナ禍前の利用者数である 4,000

人～5,000 人につなげていくことは厳しい状況であるとの認識を担当課及び指定管理者の双方が共有していることを確認した。

また、浴場の利用者についても市姫荘を利用した延 2,922 人のうち 1,313 人と全体の半数以下であり、1 日の入浴者数に換算すると約 9 人という状況であった。

これらの状況を踏まえて、所管課と指定管理者は施設の利用促進について引き続き検討されたい。あわせて、所管課においては老人福祉センター市姫荘の今後のあり方を検討されるのが望ましいと意見する。